

(1) 小田原市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則の制定の概要

1 制定の背景

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなります。そのため、この新たな給付についての認定の手續に必要な様式を規則で定めるものです。

2 規則の内容

認定手續に必要な様式について次のとおり定めます。

	手續の内容	使用する様式の名称	様式内容
①	法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども（※）の認定の申請及び変更申請（認定区分及び認定有効期間について）	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）	別紙①
②	法第30条の4第2号・第3号に掲げる小学校就学前子ども（※）の認定の申請及び変更申請（認定区分及び認定有効期間について）	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）	別紙②
③	認定・変更認定したことの通知	子育てのための施設等利用給付認定・変更認定通知書	別紙③
④	認定を却下したことの通知	子育てのための施設等利用給付認定申請却下通知書	別紙④
⑤	認定を延期したことの通知	子育てのための施設等利用給付認定延期通知書	別紙⑤
⑥	認定を取り消したことの通知	子育てのための施設等利用給付認定取消通知書	別紙⑥
⑦	認定の申請内容の変更の届出	子育てのための施設等利用給付認定申請事項変更届	別紙⑦
⑧	企業主導型保育の利用を開始した際の報告	企業主導型保育事業利用開始報告書	別紙⑧
⑨	企業主導型保育の利用を終了した際の報告	企業主導型保育事業利用終了報告書	別紙⑨

※子どもの区分について

- ・法第30条の4第1号……満3歳以上の小学校就学前子どもであって、下の2号・3号以外の子ども
- ・法第30条の4第2号……満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病などの事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども
- ・法第30条の4第3号……満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病などの事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子どものうち、住民税非課税世帯の子ども

3 施行予定日

令和元年10月1日